

北杜市が取り扱う個人情報、個人番号及び特定個人情報の管理に関する規程

平成27年12月28日

訓令第14号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 保護管理体制（第3条—第12条）
- 第3章 教育研修（第13条—第15条）
- 第4章 個人情報の取扱い（第16条—第28条）
- 第5章 情報システムにおける安全の確保等（第29条—第44条）
- 第6章 管理区域等の安全管理（第45条—第48条）
- 第7章 個人情報の提供（第49条）
- 第8章 個人情報の取扱業務の委託（第50条）
- 第9章 安全確保上の問題への対応（第51条—第55条）
- 第10章 監査及び点検の実施（第56条—第58条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の定めるところにより、個人情報の安全管理のための必要かつ適切な措置に関し、必要な事項を定めるものである。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 特定個人情報取扱区域 特定個人情報を取り扱う事務を行う執務室をいう。
- （2） 管理区域 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域をいう。
- （3） 情報漏えい等 個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）第7条で定めるものをいう。

2 前項各号に規定するもののほか、この訓令において使用する用語は、個人情報保護法、番号法及び北杜市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年北杜市条例第24号）において使用する用語の例による。

第2章 保護管理体制

(統括保護責任者)

第3条 個人情報に係る総合的な責任を有する統括保護責任者を置く。

2 統括保護責任者は、総務部長をもって充てる。

(保護責任者)

第4条 統括保護責任者を補佐するため、保護責任者を置く。

2 保護責任者は、前項のほか、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 個人情報に関する教育及び研修の計画実施に関すること。

(2) 個人情報の取扱い状況の把握に関すること。

(3) 特定個人情報漏えい事故等発生時の特定個人情報保護委員会への報告に関すること。

3 保護責任者は、総務課長をもって充てる。

(情報統括責任者)

第5条 個人情報の安全管理のため情報統括責任者を置く。

2 情報統括責任者は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 個人情報の安全管理措置の状況についての監査及び監督に関すること。

(2) 個人情報の安全管理措置についての指示、指導及び助言に関すること。

(3) 個人情報の漏えい事故等の再発防止策の検討に関すること。

(4) その他市全体における個人情報の安全管理措置に関すること。

3 情報統括責任者は、企画部長をもって充てる。

(ネットワーク管理者)

第6条 市の情報ネットワークの保護、セキュリティ対策のためネットワーク管理者を置く。

2 ネットワーク管理者は、情報統括責任者を補佐する。

3 ネットワーク管理者は、管財課長をもって充てる。

(個人情報の適正な管理及び保護のための委員会)

第7条 情報統括責任者は、個人情報の保護及び管理に係る重要事項の決定、連絡、調整等を行うため必要があると認めるときは、北杜市情報セキュリティ委員会設置要綱（平成26年北杜市訓令第12号）による会議の開催を委員長に要請するものとする。

(情報管理監督者)

第8条 各部局が所掌する個人情報の責任者として情報管理監督者を置く。

2 情報管理監督者は、部長、局長及び支所長（部長、局長及び支所長を置かない組織にあっては、当該組織の長）をもって充てる。

(副情報管理監督者)

第9条 各部局に情報管理監督者を補佐するため、副情報管理監督者を置く。

2 副情報管理監督者は、参事及び次長をもって充てる。

(情報管理責任者)

第10条 各課に情報管理責任者を置く。

2 情報管理責任者は、所管する課における個人情報の安全管理のために必要な措置を講ずるため、次に掲げる事務を行う。

(1) 特定個人情報の利用申請の承認及び記録等の管理

(2) 特定個人情報の取扱区分及び権限についての設定及び変更の管理

(3) 個人情報の安全管理に関する教育、訓練及び研修についての企画及び実施に関すること。

(4) 個人情報の取扱状況の把握に関すること。

(5) 第53条第1項から第3項までに規定する報告並びに措置に関する組織体制及び手順の整備

(6) 委託先における個人情報の取扱状況等の監督

(7) その他個人情報の安全管理措置に関すること。

3 前項の規定にかかわらず、同一の個人情報を複数の課において管理する場合、当該課における情報管理責任者は互いに連携し、個人情報に関する安全管理措置を行うとともに、各課における任務を分担し、及び責任を明確にするものとする。

4 情報管理責任者は、情報統括責任者から個人情報の安全管理措置の状況について指示、指導、助言等を受けた場合、これに従わなければならない。

5 情報管理責任者は、課長（課長を置かない組織にあつては、当該組織の長）をもって充てる。

(事務取扱担当者)

第11条 情報管理責任者は、特定個人情報を取り扱う職員（以下「事務取扱担当者」という。）を指定し、当該事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報の範囲を定めなければならない。

2 事務取扱担当者は、課の個人情報の安全管理のため、個人情報を取得、保管、利用、提供、開示、訂正、停止、廃棄する際、個人情報保護法、番号法その他関連法令（以下「法令等」という。）に従い個人情報の保護に十分注意を払い業務を行うものとする。

(職員)

第12条 職員は、法令等に従い、個人情報を取り扱わなければならない。

### 第3章 教育研修

(個人情報保護研修)

第13条 保護責任者は、情報管理責任者に対し、課における個人情報の適正な管理のために必要な教育研修を行う。

2 保護責任者及び情報管理責任者は、個人情報の取扱いに従事する職員に対し、個人情報の取扱いについて理解を深め、情報の保護に関する意識の高揚を図るた

め、啓発その他必要な教育研修を行う。

(情報セキュリティ等の研修及び訓練)

第14条 情報統括責任者及びネットワーク管理者は、個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、個人情報の適正な管理及び保護のために、情報システムの管理、運用及び情報セキュリティ対策に関して必要な教育研修、事故障害時等の対応訓練を行う。

(研修参加機会の付与)

第15条 情報管理責任者は、課の職員に対し、個人情報の適正な管理及び保護のために、教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

#### 第4章 個人情報の取扱い

(アクセスの制限)

第16条 情報管理責任者は、個人情報の秘匿性、重要性その他の性質に応じて、当該個人情報にアクセスをする権限を有する者をその利用目的を達成するために必要最小限の職員に限定しなければならない。

2 情報管理責任者は、職員にアクセスをする権限を付与する場合であっても、業務上必要な最小限度の個人情報のみアクセスを許可する対策を講じなければならない。

3 職員は、アクセスする権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で個人情報にアクセスしてはならず、また、アクセスは必要最小限としなければならない。

4 アクセスをする権限を有しない職員は、個人情報にアクセスしてはならない。  
(複製等の制限)

第17条 職員は、情報漏えい等の事案の発生を防止するため、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 個人情報の複製

(2) 個人情報の送信

(3) 個人情報記録されている媒体の外部への送付又は持出し

(4) その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

2 前項の規定にかかわらず、職員は、業務上の目的であって、かつ、保護管理者が許可した場合に限り、同項に掲げる行為を行うことができる。

(誤りの訂正等)

第18条 職員は、個人情報の内容に誤りを発見した場合は訂正等を行い、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

(媒体の管理等)

第19条 職員は、個人情報記録されている媒体を定められた場所に厳重に保管し、施錠しなければならない。

2 前項の場合において、職員は、必要があると認めるときは、耐火金庫その他の災害の耐性に優れた場所での保管を行わなければならない。

3 職員は、個人情報記録されている媒体を外部へ送付し、又は持ち出す場合は、原則としてパスワード、ICカード、生体情報等を使用して権限を識別するための機能を設定する等、アクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。  
(誤送付等の防止)

第20条 職員は、個人情報を含む電磁的記録又は媒体の誤送信、誤送付、誤交付、又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務又は事業において取り扱う個人情報の秘匿性、重要性その他の性質に応じて複数の職員による確認、チェックリストの活用等、必要な措置を講ずるものとする。  
(廃棄等)

第21条 職員は、個人情報記録されている媒体（情報機器に内蔵されているものを含む。）が不要となった場合、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の削除又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

2 個人情報の消去又は個人情報の記録されている媒体の廃棄を委託する場合（2以上の段階にわたる委託を含む。）は、必要に応じて職員がその消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等に付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取る等、委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認するものとする。  
(外的環境の把握)

第22条 保護責任者は、個人情報を外国において取り扱う場合は、当該外国の個人情報の保護に関する制度等把握した上で、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。  
(個人情報の取扱状況の記録)

第23条 情報管理責任者は、個人情報の秘匿性、重要性その他の性質に応じて、台帳を整備し、当該個人情報の利用、保管、廃棄等の取扱いの状況について記録しなければならない。

2 前項の規定において、情報管理責任者は、特定個人情報ファイルについての取扱状況を確認する手段を整備し、当該特定個人情報の利用、保管、廃棄等の取扱状況について記録しなければならない。  
(個人番号の利用の制限)

第24条 職員は、番号法又は北杜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年北杜市条例第31号）の定める場合を除き、個人番号を利用してはならない。  
(特定個人情報の提供の求めの制限)

第25条 職員は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）を処理するために必要な場合その他の番号法で定める場合を

除き、個人番号の提供を求めてはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第26条 職員は、個人番号利用事務等処理するために必要な場合その他の番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(特定個人情報の収集及び保管の制限)

第27条 職員は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の特定個人情報を収集又は保管してはならない。

(特定個人情報取扱区域)

第28条 情報管理責任者は、特定個人情報取扱区域を明確にし、必要に応じて物理的な安全管理措置を講じなければならない。

第5章 情報システムにおける安全の確保等

(パスワード等の管理)

第29条 ネットワーク管理者は、個人情報(情報システムで取り扱うものに限る。以下この章において同じ。)の秘匿性、重要性その他の性質に応じて、パスワード等(パスワード、ICカード認証情報及びこれらに準ずるものをいう。以下同じ。)を使用して権限を識別する機能(以下「認証機能」という。)の設定を行うほかアクセスの制御のために必要な措置を講ずるものとする。

2 ネットワーク管理者は、前項の規定によりパスワード等を使用した場合、当該パスワード等の読取防止を行うほか必要な措置を講ずるものとする。

(アクセス記録)

第30条 ネットワーク管理者は、個人情報の秘匿性、重要性その他の性質に応じて、当該個人情報へのアクセスの状況を記録し、当該記録(以下「アクセス記録」という。)を一定の期間保存し、及び定期及び臨時に分析するために必要な措置を講じ、又はアクセス記録の改ざん、窃取若しくは不正な消去の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

2 ネットワーク管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(アクセス状況の監視)

第31条 ネットワーク管理者は、個人情報の秘匿性、重要性その他の性質に応じて、当該個人情報への不適切なアクセスを監視するため、一定数以上の個人情報がダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能を設定するほか、当該機能の定期及び臨時に確認するために必要な措置を講ずるものとする。

(管理者権限の設定)

第32条 ネットワーク管理者は、個人情報の秘匿性、重要性その他の性質に応じて、情報システムの管理者権限の特権を最小限とし、当該特権が不正に窃取された際の被害を最小化し、又は内部からの不正操作等を防止する措置を講ずるもの

とする。

(外部からの不正アクセスの防止)

第33条 ネットワーク管理者は、個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、特定個人情報を取り扱う情報システムについて、外部ネットワークから独立する等の高いセキュリティ対策を講じ、不正なアクセス等の被害又はその兆候を把握した場合においては、当該被害を最小化する措置をあらかじめ講ずるものとする。

(不正プログラムによる漏えい等の防止)

第34条 ネットワーク管理者は、不正プログラムによる情報漏えい等の防止のため、不正プログラムの感染防止等に必要な措置を講じなければならない。

(情報システムによる個人情報の処理)

第35条 職員は、個人情報について、一時的に加工等の処理を行うために複製等を行う場合は、その対象を必要最小限に限るとともに、処理終了後は、不要となった情報を速やかに消去するものとする。

2 ネットワーク管理者は、当該個人情報の秘匿性、重要性その他の性質に応じて、随時、前項の規定による消去等の実施状況を重点的に確認するものとする。

(暗号化)

第36条 ネットワーク管理者は、個人情報の秘匿性、重要性その他の性質に応じて、その暗号化のために次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 通信経路における情報漏えい等の防止策

(2) 情報システムに保存されている記録における情報漏えい等の防止策

2 前項の規定にかかわらず、ネットワーク管理者は、特定個人情報を情報機器又は媒体等に保存する場合は、同項第2号の措置を講ずるものとする。

3 職員は、前2項の措置を踏まえ、その処理する個人情報について当該個人情報の秘匿性、重要性その他の性質に応じて適切に暗号化を行うものとする。

(入力情報の照合等)

第37条 職員は、情報システムで取り扱う個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該個人情報の内容の確認、既存の個人情報との照合等を行うものとする。

(バックアップ)

第38条 ネットワーク管理者は、個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム設計書等の管理)

第39条 ネットワーク管理者は、個人情報に係る情報システムの設計書、構成図

等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずるものとする。

(端末の限定)

第40条 ネットワーク管理者は、個人情報の秘匿性、重要性その他の性質に応じて、その処理を行う端末（情報システム又は情報システムに接続して情報を操作し、閲覧できる全ての情報機器を含む。以下同じ。）を限定するために必要な措置を講ずるものとする。

(端末の盗難防止等)

第41条 情報管理責任者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の仕様、使用目的等に応じて端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずるものとする。  
2 職員は、情報管理責任者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。

(第三者の閲覧防止)

第42条 職員は、端末の使用に当たっては、個人情報が第三者に閲覧されることがないように使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講じなければならない。

(記録機能を有する機器及び媒体の接続制限)

第43条 ネットワーク管理者は、個人情報の秘匿性、重要性その他の性質に応じて、当該個人情報の情報漏えい等の防止のため、記録機能を有する機器及び媒体の情報システム端末機器への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講じなければならない。

(ネットワーク管理者及び情報管理責任者の責務)

第44条 ネットワーク管理者及び情報管理責任者は、個人情報の秘匿性、重要性その他の性質に応じて、この章に規定する措置の内容を定期及び臨時に確認し、管理しなければならない。

## 第6章 管理区域等の安全管理

(管理区域)

第45条 ネットワーク管理者は、管理区域を明確に設定しなければならない。

2 ネットワーク管理者は、管理区域のうち特定個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の情報システムを設置する区域（以下「指定管理区域」という。）について、この章に規定する安全管理のための措置を講ずるものとする。

3 ネットワーク管理者は、指定管理区域以外の管理区域については、可能な限り前項の規定に準じて安全管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(指定管理区域の入退管理)

第46条 ネットワーク管理者は、指定管理区域の入退管理について次に掲げる措置を講じなければならない。個人情報を記録する媒体を保管するための施設（以



下「保管施設」という。)を設けている場合においても、同様とする。

- (1) 指定管理区域に立ち入る権限を有する者の指定
- (2) 入退する者の用件の確認
- (3) 入退に関する記録
- (4) 部外者(第1号に規定する者以外の者をいう。以下同じ。)についての識別
- (5) 部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視
- (6) 外部電磁的記録媒体及び情報機器の持ち込み、利用及び持出しの制限及び検査

2 ネットワーク管理者は、必要があると認めるときは、指定管理区域の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずるものとする。

3 ネットワーク管理者は、指定管理区域及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 認証機能の設定
- (2) 前号の設定により使用するパスワード等の管理
- (3) 前号の管理に係る規定の整備

4 前項第3号の規定により行う規定の整備は、定期及び臨時に見直すものとする。  
(指定管理区域の管理)

第47条 ネットワーク管理者は、外部からの不正な侵入に備え、指定管理区域に施錠装置、警報装置及び監視設備の設置等の措置を講ずるものとする。

2 ネットワーク管理者は、災害等に備え、指定管理区域に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずるものとする。

(取扱区域の管理)

第48条 情報管理責任者は、取扱区域において、情報漏えいを防止するために次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 区域への部外者の立入りの原則禁止又は部外者が立ち入る場合の職員の立会い
- (2) 個人情報の部外者による閲覧、のぞき見等を防止する環境の設営
- (3) 個人情報を取り扱う機器、媒体又は書籍等の施錠保管等の管理
- (4) 前3号に掲げる管理に係る規定の整備
- (5) その他必要な措置

#### 第7章 個人情報の提供

(個人情報の提供)

第49条 情報管理責任者は、個人情報保護法第69条第2項の規定に基づき市長以外の者に保有個人情報を提供する場合は、個人情報保護法第70条の規定に基

づき、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠規定、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について提供先との間で書面（電磁的記録を含む。）を取り交わすものとする。

2 情報管理責任者は、法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき市長以外の者に個人情報を提供する場合は、法第70条の規定に基づき安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。

3 情報管理責任者は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

## 第8章 個人情報の取扱業務の委託

### （業務の委託契約）

第50条 保有個人情報に取扱いに係る業務の全部又は一部を外部に委託する場合は、北杜市個人情報取扱業務委託基準（令和5年北杜市訓令第6号）に定める措置を講じなければならない。

2 公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理を指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）に行わせる場合においては、北杜市指定管理者が管理を行う公の施設に係る個人情報取扱基準（令和5年北杜市訓令第7号）に定める措置を講じなければならない。

3 個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

## 第9章 安全確保上の問題への対応

### （事案の報告）

第51条 職員は、次に掲げる場合は、速やかに当該個人情報を管理する情報管理責任者に報告しなければならない。

（1）情報漏えい等の発生又は兆候を把握した場合

（2）その他安全確保上で問題となる事案が発生した場合

2 事務取扱担当者は、訓令等に違反している事実又は兆候を把握した場合は、速やかに当該個人情報を管理する情報管理責任者に報告しなければならない。

3 情報管理責任者は、前2項の規定により報告を受けた場合は、直ちにネットワーク管理者に当該事案について報告するとともに、速やかに被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、情報管理責任者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、当該調査内容も併せてネットワーク管理者に報告するものとする。

4 ネットワーク管理者は、前項の規定により報告を受けた場合は、事案の内容に

応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を統括保護責任者及び情報統括責任者に速やかに報告しなければならない。

(法令等の違反に対する厳正な対処)

第52条 市は、職員が法令又は内部規定等に違反する行為を確認した場合には、法令又は内部規定等に基づき厳正に対処するものとする。

(事案の再発防止措置)

第53条 情報管理責任者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じるとともに、その内容をネットワーク管理者に報告しなければならない。

2 情報統括責任者及びネットワーク管理者は、実施機関及び実施機関以外の機関における事案発生状況を分析し、類似事例の再発防止のために必要な措置の検討を行うものとする。

(個人情報保護法に基づく報告及び通知)

第54条 個人情報の漏えい等が生じた場合であって個人情報保護法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要するものについては、前条の報告及び措置と並行し、速やかに所定の手続を行うとともに、個人情報保護委員会による事案の把握等に協力するものとする。

(公表等)

第55条 市長は、個人情報保護法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策を公表するとともに、当該事案に係る個人情報の本人への連絡等の措置を講ずるものとする。

## 第10章 監査及び点検の実施

(監査)

第56条 保護責任者は、個人情報の適正な取扱い並びに法令等及びこの訓令の遵守状況について、定期及び臨時にネットワーク管理者に監査(外部監査を含む。)を行わせ、その結果を北杜市情報セキュリティ委員会に報告するものとする。

2 情報管理監督者、副情報管理監督者及び情報管理責任者は、前項の監査の実施に協力しなければならない。

(点検)

第57条 情報管理責任者は、自ら管理責任を有する個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期及び臨時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果をネットワーク管理者に速やかに報告しなければならない。

2 前項の場合において、ネットワーク管理者は、必要があると認めるときは、その結果を統括保護責任者、保護責任者又は情報セキュリティ委員会に報告しな

ればならない。

(評価及び見直し)

第58条 統括保護責任者、保護責任者、情報統括責任者、ネットワーク管理者、情報管理監督者、副情報管理監督者及び情報管理責任者は、個人情報の適切な管理のための措置について、監査又は自ら行う点検の結果を踏まえ、実効性の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の適切な措置を講じなければならぬ。

附 則

この訓令は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月27日訓令第9号)

この訓令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。